



前文

- 力又は威圧による一方的な現状変更の試みへの強い反対、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持・強化に向けた決意等を明記。

I. 目的

- それぞれの憲法上及び法律上の要件と規則に従って、安全保障・防衛、人道支援、復旧・復興を含む支援、協力、コミットメント、取決めの分野を明確にする。

II. 支援及び二国間協力分野

1. 安全保障及び防衛に関する支援及び協力

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| (1) 殺傷性のない装備と物資の提供 | (4) ウクライナ負傷兵の治療 |
| (2) IT及び地雷除去コアリションを通じた協力 | (5) 安全保障と防衛部門における |
| (3) NATOの包括的支援パッケージ（CAP）
信託基金への貢献 | インテリジェンス分野での協力 |

2. 人道、復旧及び復興、技術並びに資金支援

- 日・ウクライナ経済復興推進会議の成功、復旧・復興の全ての段階でのWPSの視点を考慮。
- 日本は、2024年の45億ドルの支援を含む、これまで総額120億ドルを超える支援にコミット。

- (1) 保健・医療分野での支援、女性や子どもを含む弱者への支援等を含む人道支援を提供。

- (2) 以下のような復旧・復興支援を実施。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (a) 人道的地雷対策・がれき除去 | (d) バイオテクノロジーを含む革新的な製造業 |
| (b) 女性や子どもを含む人道的状況の
改善と生活再建 | (e) デジタル及びIT/ICT |
| (c) 農業部門の発展 | (f) 復旧に向けた基本的基盤の構築 |
| | (g) 汚職対策・ガバナンス強化 |
| | (h) 政府の基本機能 |

3. その他の支援と協力

- サイバー・セキュリティ、外国による情報操作と干渉への対抗、深刻な組織犯罪との闘い、海洋秩序、産業協力、化学・生物・放射線及び核（CBRN）リスクへの対抗

III. 将来の武力攻撃の際の協力

- 将来、ロシアによるウクライナに対する武力攻撃が発生した場合、日本とウクライナのいずれかの要請により、24時間以内に協議を行う。
- 日本は、憲法上及び法律上の要件並びに規則に従って、適切かつ迅速で持続的な防衛及び安全保障上の支援並びに経済支援を提供し、ロシアに経済的及びその他のコストを課す。
- 国際の平和と安定の文脈において、法の支配の堅持における国際司法裁判所の役割を支持。

IV. ウクライナの改革アジェンダに対する支持

- ウクライナは、IMFプログラムの定める政策上の要件の履行にコミット。
- ウクライナは、司法及び法の支配、汚職及びマネーロンダリングとの闘い、国家機構の近代化、地方分権化、透明性及びグッドガバナンスの向上等の主要な改革を推進。
- 日本側は、ウクライナの包括的な改革アジェンダの実行において支援を継続。

V. ロシアの侵略により生じた損失、損傷及び損害のための賠償

- 日本は、ウクライナの復旧・復興支援のため、それぞれの法制度と統合的な形で、国際法に従って、ロシアの国家が有する資産を活用し得る全ての可能な方策を模索するG7の取組への参加を継続。

VI. 公正な平和

- 日本は、「平和フォーミュラ」の原則に基づく、公正かつ永続的な平和を創出するためのウクライナの取組を歓迎。

VII. 制裁

- 日本は、ウクライナに対するロシアの侵略戦争が継続する限り、厳しい対露制裁を継続。

VIII. アカウンタビリティ

- 両国は、国連憲章違反を含む国際違法行為の責任をロシアに負わせることへのコミットを再確認。
- ウクライナは、国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程を批准。両国は、幅広い国際的支持及び正統性を確保するため、強固な法的根拠に基づきロシアの責任を追及することの重要性を共有。

IX. 実施と管理 及び X. タイムフレームとその他の事項

- 本文書は署名の日から10年間有効。いずれか一方の通知により、終了することが可能。